

地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン素案 (概要)

1. 目的

1.1 目的及び適用範囲

- ・本ガイドラインは、地理空間情報を安心して提供・流通させ、社会的ニーズに応じた二次利用を行うことができるようにするためには、著作権等の知的財産権に関する的確な認識と、それらが存する場合における権利処理を適切に行うことが必要であることから、行政機関等における地理情報の二次利用の概念を明確にするとともに、適正な権利処理のもと地理空間情報の提供・流通を行う際の指針を示すことを目的とする。
- ・本ガイドラインの二次利用の範囲としては、行政機関等が自ら二次利用を行う場合と、他者が二次利用を行おうとする地理空間情報を行政機関等が提供する場合を対象とする。

1.2 本書の位置付け（性格）

- ・地理空間情報活用推進基本計画において、以下に関するガイドラインを策定することされている。
 - ①国、地方公共団体等が基盤地図情報を含む地理空間情報を整備する際の、元データの知的財産権等の処理や業務受注者との契約関係などの知的財産権等に関する取扱い方法
 - ②国、地方公共団体等が地理空間情報を外部提供する際の、二次利用の許諾や制限、データ利用約款などの知的財産権等に関する取扱い方法
- ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標準的な処理の考え方を整理したものである。

2. 本書の読み方

- ・本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、基本法第2条第1項に規定する①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報からなる情報をいう。具体的には、基本計画第Ⅱ部第2章2に記載されている「土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、衛星画像等の多様な情報」が該当する。
- ・特に本ガイドラインでは、代表的な地理空間情報として、地図、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像を対象とする。

3. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の整備・更新段階における留意点

3.1 地理空間情報の整備・更新の類型

- ・本ガイドラインでは、地理空間情報の整備の態様として、主の以下の4つの形態を想定する。
 - ①行政機関等が自ら地理空間情報を整備する場合
 - ②行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合
 - ③行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合
 - ④行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合

3.2 著作権等の権利処理上の留意点

- ・地理空間情報が該当する可能性のある著作権の形態は以下の4形態である。また、それぞれの著作物性の判断のポイントを示す。
 - ①地図又は図形の著作物
 - ・地図又は図形の著作物の場合は、情報の取捨選択や表記方法に関する自由度の範囲と制作時の創作的な行為の有無
 - ②写真の著作物
 - ・写真の著作物の場合は、被写体とは別個の思想・感情による創作的表現の有無
 - ③編集著作物
 - ・編集著作物の場合は、材料を選択、配列する行為に関する自由度の範囲と編集時の創作的な行為の有無
 - ④データベースの著作物
 - ・データベース著作物の場合は、体系的な構成や情報の選択に関する自由度の範囲と構成時の創作的な行為の有無

外部委託により地理空間情報を整備する場合においては、発注者又は受託者のいずれも著作者となる可能性があるため、著作権等の権利処理については、仕様書・契約書にあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

3.3 財源上の留意点

- ・地方公共団体が補助金等を活用し、特定の目的のために整備した地理空間情報であっても、その本来の目的を既に満たし、他の用途へ使用しても本来の目的に支障を及ぼさない地理空間情報については、行政投資の多重投資を回避する観点から、地方公共団体は積極的かつ有効に利活用を進めることが望ましい。

3.4 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方（標準的な契約等）

- ・著作権が原始的に受託者に属すると判断される場合の契約のあり方として、以下を取り上げ、それぞれの場合ごとに標準的な契約文例案を解説する。
 - ①地理空間情報の業務受託者から発注者に著作権等を全部譲渡する場合
 - ②地理空間情報の著作権等を発注者に一部譲渡させ、業務受託者と共有す

る場合

③地理空間情報の著作権等を発注者に譲渡することなく、業務受託者のみに帰属させる場合

- ・著作権が原始的に発注者に帰属すると判断される場合の契約のあり方として、発注者が留意すべき事項（仕様書の作成における留意点等）を解説する。

4. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の提供・流通段階における留意点

4.1 著作権法上の留意点

- ・著作権は、契約によって譲渡することが可能（著作者人格権を除く。）であるため、契約における定めの有無により著作権の所在が異なる場合があること、著作権を単独で保有しているか共有しているかにより二次利用の許諾を行う際の手続きが異なること等を解説する。
- ・地理空間情報に著作権がない場合においても、利用約款等で利用条件等を定めることができること及び情報の大量な流用により不法行為責任が発生する場合があることを解説する。

4.2 著作権等の権利の所在に関する留意点

- ・以下について、想定される権利の所在と権利処理上の留意点を整理している。
 - ①行政機関等が自ら地理空間情報を整備する場合
 - ②行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合
 - ③行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合
 - ④行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合

4.3 財産分類上の留意点

- ・著作権に係る金銭的価値が客観的に明白な場合は国有財産又は公有財産としての管理を行うことが妥当であるが、それ以外の場合には財産としての価値が顕在化した時点で、国有財産又は公有財産としての管理を開始することが妥当であると考えられる旨解説する。
- ・地理空間情報を外部委託又は外部から購入する場合において、当該地理空間情報に係る著作物性が認められる可能性が低い場合であっても、実務上、著作権が存するものとして権利処理を行うことが考えられる。
- ・地理空間情報を広く一般に公開し、利用に供することを前提とする場合には、仮に地方公共団体が著作権を保有するとしても、それを行使しない等、著作権の行使についての適正な判断を踏まえた上で、利用・提供を図ることが考えられる。

4.4 提供・流通を促進する利用約款等のあり方

- ・行政機関等は、当初の利用目的を達成した地理空間情報については、極力利用制限を設けずに（著作権等を有する場合でもその権利を行使しない等）自由な利用を促進することが望ましいこと、利用制限が必要な場合において煩

雑な手続きが不要となることが望ましい。

- ・行政機関等が保有する地理空間情報の提供・流通に当たっては、当該地理空間情報の整備の目的を明示し、その目的に即した品質であることを明示しておくことが必要である。また、当該地理空間情報に瑕疵が生じた場合においても原作成者は責任を負わない旨の免責条項を明記することが妥当である。
- ・上記を踏まえ、行政機関等が地理空間情報に係る著作権を有する場合におけるさまざまな二次利用の場面ごとの利用許諾等の考え方を解説する。

5. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の管理段階における留意点

- ・地理空間情報の不正流通や改竄の防止のため、行政機関等において情報を適切に管理する仕組み（データ管理者の設定、アクセス可能者の限定等）や技術面における対応（データの暗号化や適切なファイアウォールの構築等）が必要となる。
- ・通信・放送分野で採用が進んでいる DRM（Digital Rights Management）技術、ウォーターマーク、電子透かし、メタデータによる利用条件等の付与等の技術の動向等を踏まえ、技術の進展や標準化の動向に留意した実効性の高い方法を採用することが必要となる。

6. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・個々の地理空間情報の情報提供のあり方について、以下の4分類ごとに典型的な事例を取り上げ、著作物性の有無に関する考え方、利用・提供における著作権処理等の基本的考え方を紹介する。
 - ①地図（1/2,500 都市計画基本図）
 - ②台帳情報、
 - ③統計情報、
 - ④空中写真（オルソ画像も含む）・衛星画像

7. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組み等を紹介する。